

2018年9月6日
商工中金

「平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口」の 開設について

1. 特別相談窓口の開設

商工中金は、平成30年北海道胆振東部地震に係る災害により、被害を受けられた中小企業の方を対象とする「平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口」を、2018年9月6日(木)、北海道内の全営業店に開設しました。

被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
札幌支店	北海道札幌市中央区北二条西3-1-20	011-241-7231
函館支店	北海道函館市若松町3-6	0138-23-5621
帯広支店	北海道帯広市西三条南6-20-1	0155-23-3185
釧路営業所	北海道釧路市大町1-1	0154-42-0671
旭川支店	北海道旭川市五条通9-1703-81	0166-26-2181

なお、下記フリーダイヤルでも相談受付を実施しておりますので、上記電話番号が繋がらづらい場合は、下記フリーダイヤルをご利用ください。

0120-542-711

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応といたしましては、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行うことといたします。

資金用途	平成30年北海道胆振東部地震による災害により、被害を受けた皆さまの災害復旧に伴い必要となる設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。